

第4期
久留米市食料・農業・農村基本計画
(令和8年度～令和12年度)

【答申案】

「魅力ある農業都市・久留米の持続的発展」

久留米市

もくじ

1 計画策定にあたって	1
(1)計画策定の背景	1
(2)計画の位置づけ	2
(3)SDGs との関連性	3
2 第4期基本計画	4
(1)第3期計画の取組み状況	4
(2)第4期計画策定の考え方	4
(3)第4期計画の概要	6
(4)施策	8
基本施策Ⅰ（生産性・収益性の向上と高付加価値化の促進）	8
基本施策Ⅱ（担い手の育成・確保と多様な人材の活用）	10
基本施策Ⅲ（持続可能な生産基盤の維持・確保）	12
共通施策（食料・農業・農村の理解促進）	14
3 計画の推進体制	
(1)農業者、農業団体、市民、事業者、市の責務や役割	16
(2)計画の進行管理	17

1 計画策定にあたって

(1) 計画策定の背景

【国・県の動向】

国は、平成11年7月に食料・農業・農村基本法を制定した後、世界及び我が国の食料をめぐる情勢の大きな変化を受け、令和6年6月に法改正を行いました。

その後、改正基本法の基本理念である「食料安全保障の確保」、「環境と調和のとれた食料システムの確立」、「多面的機能の発揮」、「農業の持続的な発展」、「農村の振興」の実現に向け、「食料・農業・農村基本計画」を令和7年4月に策定しました。

また、気候変動、生物多様性の低下等、食料システムを取り巻く環境が変化する中、環境と調和のとれた食料システムの確立に関する基本理念等を定めたみどりの食料システム法を令和4年5月に制定しています。

福岡県では、平成26年12月に、「福岡県農林水産業・農山漁村振興条例」を制定し、平成29年3月には「福岡県農林水産振興基本計画」を策定しました。令和4年3月には、「稼げる農林水産業の実現、食と暮らしを支える農山漁村づくり」を目標とした現計画を策定しています。なお、令和6年3月には条例を改正し、主要な施策として品質や商標等の知的財産の保護・活用等による農林水産物のブランド化等を追加しました。

【本市の動向】

1) 条例の制定

本市では、平成16年3月に西日本の市町村で初めてとなる農業に関する条例として「久留米市食料・農業・農村基本条例」を制定しました。

条例では、食料、農業、農村の各分野の基本理念を掲げ、基本理念を達成するために、市、農業者・農業団体の責務、市民、事業者の役割や、11項目の基本的施策を示しています。その基本的施策を総合的かつ計画的に推進するために、安全で安心できる食料の供給並びに農業及び農村の振興に関する基本的な計画を策定することとしています。

2) 計画の策定

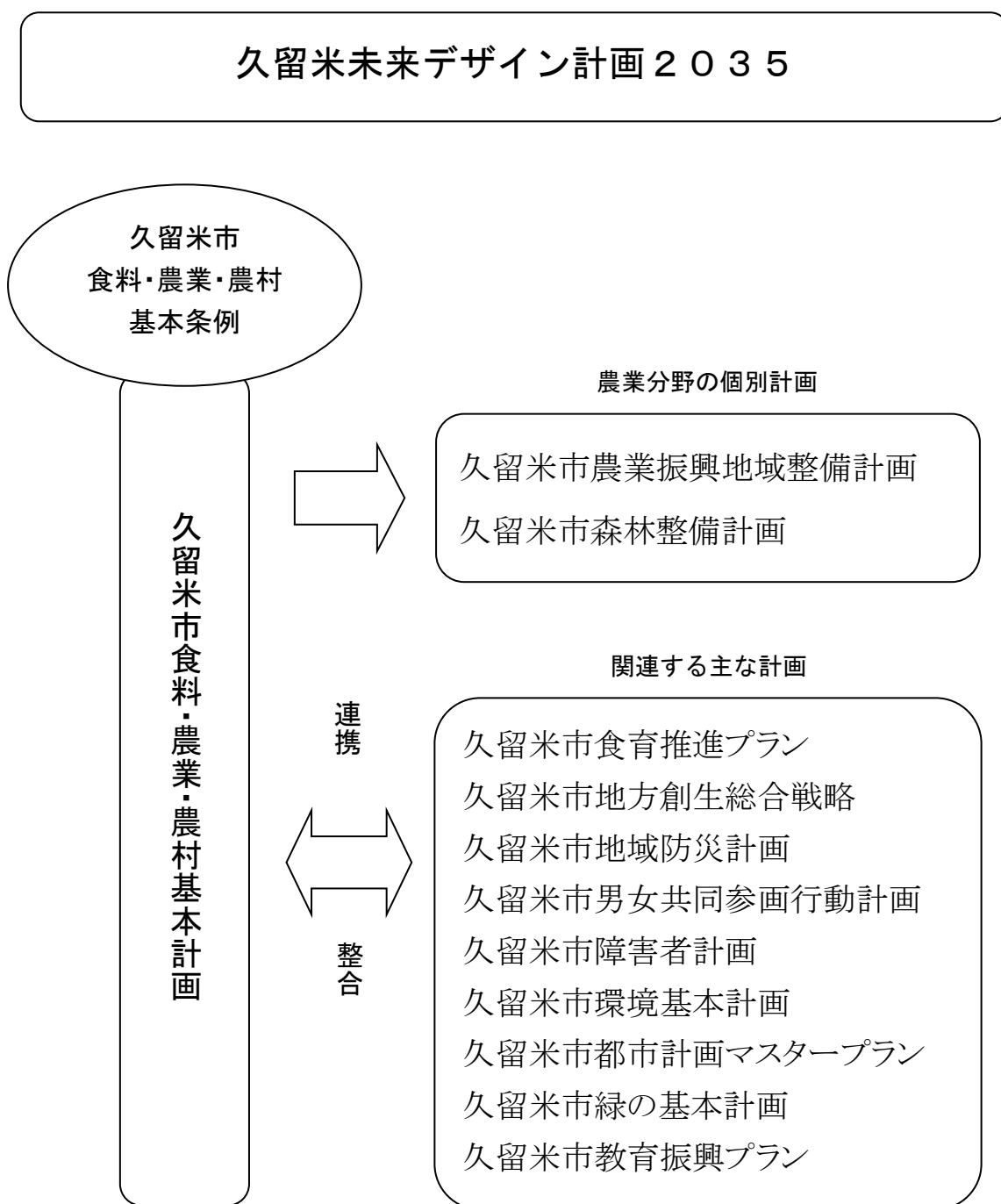
農業者・農業団体、消費者、事業者、学識経験者等から構成する「久留米市食料・農業・農村政策審議会」からの意見と、市議会やパブリックコメントによる市民の意見を反映させて、平成18年10月に久留米市食料・農業・農村基本計画（平成18年度～平成26年度）を策定しました。

現在の第3期計画では、「魅力ある農業都市・久留米の発展」を全体目標に掲げ、5つの基本施策に基づき、各事業に取り組んでいます。

(2) 計画の位置づけ

計画は、久留米市食料・農業・農村基本条例に規定する基本的施策を総合的かつ計画的に推進するために、食料、農業、農村の振興に関する基本的な計画を定めた本市農政のマスタープランです。

また、「久留米未来デザイン計画2035」を上位計画とし、農業分野の個別計画に対して基本計画を上位計画に位置づけるとともに、関連する計画との連携・整合性を図ることとしています。



(3) SDGs との関連性

SDGs は、「誰一人取り残さない (leave no one behind)」という理念の下、令和 1 2 (2030) 年を達成年限とするすべての国が取り組むべき「持続可能な開発目標」であり、貧困、飢餓、健康・福祉、教育、ジェンダー、気候変動、平和などに関する 17 のゴール (目標) が掲げられています。

農林水産業は、自然環境を基盤として食料生産を行うものであり、環境と調和した持続可能な農業の展開は重要なテーマです。

本計画における施策を着実に実施することで、持続可能な地域づくりにつなげ、SDGs の実現に貢献していくこととします。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



2 第4期基本計画

(1) 第3期計画の取組み状況

第3期計画では、全体目標である「魅力ある農業都市・久留米の発展」を目指し、県や農業団体等と連携を図り、5つの基本施策に基づく各事業を推進してきました。

全体目標に対する状況は、認定農業者*1の法人の割合が14.7%と増加傾向であることや、農業都市久留米の認知度が64.1%と目標に近づくなど成果が出てきているものがあります。一方で、農業産出額や基幹的な担い手である認定農業者数、農業都市久留米の愛着度は計画当初から下がっている状況です。

なお、計画期間中は、農業従事者の減少やコロナ禍、度重なる災害等、厳しい状況が続く中においても、5年間で105名の新規就農者の確保や認定農業者等の経営規模拡大、高収益品目への転換などを図り、農業産出額は県内第1位を維持するとともに、近年、回復傾向となっています。

しかしながら、農業従事者の減少はますます加速しており、これまでの取組みに加えて、新たな取組みが必要です。

第3期基本計画 全体目標指標の推移

目標項目	単位	現状値 (H30)	R2	R3	R4	R5	R6	目標値 (R7)
農業産出額	億円	325 (H29)	292 (R1)	286 (R2)	290 (R3)	300 (R4)	310 (R5)	329 (R6)
認定農業者数	経営体	868	841	847	836	835	842	900
認定農業者における法人の割合	%	11.6	13.2	14.2	14.0	14.4	14.7	18.6
農業都市久留米の認知度	%	61 (R1)	—	34.2	36.3	61.4	64.1	70
農業都市久留米の愛着度	%	52.1 (R1)	—	53.7	41.6	45.1	45.8	60

(2) 第4期計画策定の考え方

本市の農業を取り巻く環境は、超高齢社会・人口減少社会による農業従事者の減少、頻発する自然災害、国際情勢の不安定化による資材価格の高騰など、さらに厳しい状況が続くことが想定されます。特に、農業従事者はこれまでの10年間で約4割減少し、65歳以上が約半数を占めており、農業従事者の減少と高齢化の更なる進行が見込まれます。また、日本人の主食である米の価格は大きく上昇しており、今後の米生産の方針について国の動向を注視していく必要があります。

そのような中においても、将来にわたって本市の農業が持続的に発展していくために、農業を取り巻く環境の変化に対応するスマート農業*2 機械などの新たな技術を活用した生産性の向上や省力化をさらに推進していきます。

また、多様な担い手の方々とともに、本市の美しい田園風景や農村地域、農業・農村の多面的機能*3 を守り、次世代に引き継いでいくため、地域、関係機関を含めた様々な人々の理解促進を図っていきます。

なお、本計画は、条例の基本理念を踏まえて、市民、農業者及び農業団体、行政すべてが参加する計画とします。

「市民みんなで参加する久留米の食と農」

これは、条例の考え方を表現した言葉であり、第4期計画においても、市民の理解を深めながら、この考え方を基本として計画を推進していきます。

(条例の前文から抜粋)

市民、農業者及び農業団体、食品産業の事業者並びに行政との協働により理解を深め、農業を本市の基幹産業として育みながら魅力ある農業を次世代に引き継ぐとともに、その進むべき道を明らかにするため、この条例を制定する。

【基本理念】

- 食料** ○安全で安心できる農産物の安定的な生産と供給
○食料に対する市民の信頼確保
○地域で生産される農産物の地域内での流通と消費
○食の重要性への理解促進、地域特有の食文化の継承
- 農業** ○農地や農業用水等の農業資源と担い手の確保
○自然環境と調和した農業の持続的な発展
- 農村** ○食料生産だけでなく多面的な機能を有する自然と人間との共生の場として整備、保全

*1:認定農業者：農業経営基盤強化促進法に基づき農業経営を営む者が作成した「農業経営改善計画」を市が認定（広域の場合は国・県が認定）した農業者。認定を受けると各種支援が受けられる。

*2:スマート農業：ロボット技術や情報通信技術（ICT）を活用して、省力化や高品質生産等を可能とする農業。

*3:多面的機能：農業や農村が持つ生産機能以外の機能のこと。私たちの生活に恩恵をもたらす「国土の保全」「水源の涵養」「良好な景観の形成」「文化の伝承」「食料の安全保障」などの機能が挙げられる。

(3) 第4期計画の概要

1) 全体目標 「魅力ある農業都市・久留米の持続的発展」

本市は、農業産出額が県内第1位であるとともに、約30万人の市民（消費者）が居住する「農業都市」です。

第4期計画では、第3期計画から引き続き、その特徴を活かして農業・農村の持つ様々な魅力を引き出すとともに、魅力ある農業都市として環境との調和を図りながら持続的に発展していくことを目標とします。

2) 施策体系

- ①農業の持続的発展の要となる「生産性・収益性」「担い手」「生産基盤」の3つの基本施策を設定し、全てに共通する項目として、「食料・農業・農村の理解促進」を掲げます。特に、農業従事者の減少や高齢化が加速するなか、新たな技術を活用した生産性の向上や農業技術の継承などに重点的に取り組みます。
- ②基本施策における具体的な事業は、毎年度の事業計画として推進します。

3) 体系図

基本施策	主要施策
基本施策Ⅰ 生産性・収益性の向上と 高付加価値化の促進	1 農畜産物の振興
	2 効率的な生産体制の確立
	3 安全で安定的な農畜産物の提供
	4 農業経営の多角化の促進
基本施策Ⅱ 担い手の育成・確保と 多様な人材の活用	1 基幹的な担い手の経営力強化
	2 将来の担い手の育成と確保
	3 多様な担い手と人材の確保
基本施策Ⅲ 持続可能な生産基盤の維持・確保	1 生産基盤の整備と防災・減災対策の推進
	2 農地の有効利用の促進
	3 環境と調和した農業の推進
共通施策 食料・農業・農村の理解促進	1 「農業都市・久留米」の魅力発信による ブランド力向上
	2 地産地消を通じた魅力発信
	3 食料・農業・農村に関する理解促進

4) 計画期間 令和8年度から令和12年度まで（5年間）

上位計画である「久留米未来デザイン計画2035（前期基本計画）」との整合を図り、計画期間は5年間とします。

5) 指標

①目標指標は、全体目標である「魅力ある農業都市・久留米の持続的発展」に向けて計画全体の成果を測る全体目標指標を設定します。

②また、全体目標の達成に向け、4つの施策ごとに活動指標や成果指標を設定します。

指標項目		単位	第3期計画		第4期計画	
			基準値 (H30年度)	目標値 (R7年度)	基準値 (R7年度)	目標値 (R12年度)
全体目標	農業産出額 国公表の市町村別農業産出額	億円	325 (H29年)	329 (R6年)	310 (R5年)	358 (R11年)
	担い手への農地集積率※ 認定農業者、認定新規就農者、集落営農、 基本構想水準到達者への農地集積率	%	54	60	80.8(R6)	81
	農業都市・久留米の愛着度※ くるモニアンケートにおいて「愛着を感じる」 「どちらかといえば感じる」の割合の合計	%	52.1(R1)	60	89.7	90
基本施策Ⅰ 生産性・収益性の向上と高付加価値化の促進						
	米の高温耐性品種の作付面積	ha	—	—	867(R6)	1,680
	米のスマート農業技術活用割合	%	—	—	27	33
	GAPの認証取得数※	—	6団体	12団体 (累計)	6件	11件 (累計)
	6次産業化の支援件数※	件	6	40(累計)	21	25
基本施策Ⅱ 担い手の育成・確保と多様な人材の活用						
	認定農業者の法人化率	%	11.6	18.6	14.7(R6)	16.5
	認定農業者における女性の割合	%	6.5	10.0	7.3(R6)	10.0
	認定新規就農者の認定農業者への移行数	件	—	—	49(R6)	76(累計)
基本施策Ⅲ 持続可能な生産基盤の維持・確保						
	農業水利施設等整備の達成率	%	—	—	—	100
	遊休農地の面積	ha	104	95	91.2	89.5
	農業・農村の多面的機能の維持に取り組む 活動農地面積の割合	%	70	75	70.3	75.0
	有機JAS認証面積	ha	—	—	9.65	10.9
	有害鳥獣による農産物被害額	千円	36,755	33,080	41,807	36,807
共通施策 食料・農業・農村の理解促進						
	農業都市・久留米の認知度※	%	61	70	62	70
	久留米産農産物を食べるよう意識している市民の割合	%	52.7(R1)	65	51.7	65
	学童農園参加割合	%	—	—	86.4(R6)	100
	農業・農村の持つ多面的機能の認知度	%	42.2	65	57.4	65

※ 第4期計画において算出方法等の見直しあり

(4) 施策

基本施策Ⅰ **生産性・収益性の向上と高付加価値化の促進**

高い生産力で高品質な農産物の生産を維持するため、スマート農業などの生産施設や機械等の導入支援により、少ない労働力で収益性の高い農業を目指し、競争力のあ
る産地を育成します。

また、所得向上を目指して、6次産業化*4や農商工連携など農業経営の多角化に挑
戦する農業者を支援します。

1 農畜産物の振興

主要施策
<p>① 「米麦大豆」</p> <p>米生産農家の経営安定を図るため、米の生産性向上の取組みや高温耐性品種への転換を推進します。耕畜連携にも積極的に取り組み、米麦大豆の安定的な生産体制を維持します。</p>
<p>② 「野菜」</p> <p>全国有数の野菜産地として、競争力の維持・向上や高品質で安定した生産を可能とする施設園芸*5、栽培管理の高度化による効率的かつ持続可能な露地栽培の生産を支援します。</p>
<p>③ 「果樹」</p> <p>競争力の維持・向上を図るため、農業団体や農業者が行う安定した栽培技術の確立や品質向上に向けた取組みを促進します。また、生産部会や関係機関との情報共有化による優良園地の継承を促進します。</p>
<p>④ 「緑花木」</p> <p>市内の植木・花卉市場や「くるめ緑花センター」などと連携し、多様化する消費者ニーズの的確な把握に努めます。また、緑花木関係団体による消費者ニーズに対応した商品の販売力強化、生産技術向上等への取組みを支援します。</p>
<p>⑤ 「畜産」</p> <p>県内1位の飼養頭羽数を誇る乳用牛のほか、博多和牛、はかた地どりなどの生産拡大を支援するとともに、乳質や乳量及び肉質などの向上に向けた取組みを支援します。</p> <p>また、稲発酵粗飼料(WCS)などの自給飼料の拡大により生産コストの低減を図ります。</p>
<p>⑥ 「水産」</p> <p>筑後川水系にて行われる「内水面漁業*6」の振興の取組みを支援します。また、水産資源の確保や、エツなどの地域特有の食文化の継承のための取組みを支援します。</p>

*4: 6次産業化：一次産業としての農林漁業と、二次産業としての製造業、三次産業としての小売業等の総合的かつ一体的な推進を図り、地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取組み。

*5: 施設園芸：ビニールハウスやガラス温室などの施設を利用して野菜や果樹、花き等を栽培する経営。1年を通して栽培できるなどの特長がある。

*6: 内水面漁業：河川、湖沼などの内水面で行われる漁業及び養殖業。

2 効率的な生産体制の確立

主要施策
①収益が高く活力ある園芸産地の育成・拡大を図るため、国・県の事業等を活用し、先進技術の導入や耐候性ハウスの導入、省力機械の整備等への取組みを支援します。
②スマート農業の導入を促進します。また、スマート農業に適した生産方式への転換など、環境の整備を図ります。

3 安全で安定的な農畜産物の提供

主要施策
①信頼性の高い農産物の生産や供給を確保するため、食品安全や環境保全等を考慮した GAP*7 の取組みや導入を促進します。
②農作業事故防止のため、農作業安全の意識啓発活動に取り組みます。また、災害発生時のセーフティーネットとなる農業共済や収入保険制度への加入を促進します。
③卸売市場施設の機能を維持し、長寿命化を図るために、計画的な施設改修や修繕を行い、安定的な農産物の出荷の場を提供します。

4 農業経営の多角化の促進

主要施策
①農家所得の向上を図るため、農産物の高付加価値化や農産物加工品の新商品の開発・改良などの6次産業化の取組みや、農家レストラン、農家民泊などの経営の多角化を支援します。
②輸出やインターネット販売など、新たな販売方法や販路拡大に取り組む農業者を支援します。

<基本施策 I 指標と目標値>

基本施策 I 生産性・収益性の向上と高付加価値化の促進	単位	基準値 (R7 年度)	目標値 (R12 年度)
米の高温耐性品種の作付面積 福岡県水稻品種別作付誘導計画における高温耐性品種の作付面積	ha	867(R6)	1,680
米のスマート農業技術活用割合 (スマート農業機器を導入した農家の水稻作付面積) / (本市の水稻作付面積)	%	27	33
GAP の認証取得数 国際水準 GAP の認証取得件数(累計)	件	6	11
6 次産業化の支援件数 6 次産業化に関する補助件数及び相談件数の合計	件	21	25

*7:GAP(農業生産工程管理) : Good Agricultural Practices の略。農業生産の各工程の実施、記録、点検、評価を行うことによる持続的な改善活動のこと。食品安全、環境保全、労働安全、人権保護、農場経営管理の5分野を含む GAP を国際水準 GAP という。

基本施策Ⅱ 担い手の育成・確保と多様な人材の活用

農業者や就農希望者が夢を持って営農できるように、県や農業団体等と連携して、基幹的担い手である認定農業者や将来を担う青年就農者の育成・確保を図るとともに、女性農業者の経営参画を促進します。

また、農業生産力の維持・拡大のため、小規模農家や外国人材、農福連携など多様な担い手と人材の確保に向けた取組みを推進します。

1 基幹的な担い手の経営力強化

主要施策
①基幹的な担い手である認定農業者等が、より効率的かつ安定的に営農できるよう、経営力強化を促進します。
②水田農業の中心的な担い手である集落営農*8 組織の支援及び効率的な経営を目指す農業経営体の法人化等の支援を行います。
③認定農業者の共同申請を推進します。また、ワーク・ライフ・バランスを実現するため家族内の役割を明確にした家族経営協定*9 を推進します。さらに、女性農村アドバイザーの活用を推進するとともに、女性農業者の農業政策等の意思決定への参画を促進します。

2 将来の担い手の育成と確保

主要施策
①就農前の知識や技術の習得支援をはじめ、就農に向けた個別相談、就農後の経営力向上までの継続した支援に取り組み、担い手として早期の営農定着を目指します。
②農業法人*10 への就職や、雇用就農*11 からの独立自営就農など多様な形態での就農を支援します。
③農業の魅力や面白さ、やりがいなど、職業としての農業の魅力発信に取り組みとともに、移住・定住事業等と連携した本市農業の PR を通じて将来の担い手確保に努めます。

3 多様な担い手と人材の確保

主要施策
①地域農業を支える小規模農家などの多様な担い手が営農継続できるよう支援します。
②外国人雇用の現状や課題等を把握するとともに、受入農家を対象とした研修会の開催や情報の提供、相談窓口の設置など、県・市・農業団体一体となって取り組みます。
③新たな働き手の確保につながる取組みとして、農福連携*12 等を推進するとともに、働きやすい環境整備を促進します。

<基本施策Ⅱ 指標と目標値>

基本施策Ⅱ 担い手の育成・確保と多様な人材の活用	単位	基準値 (R7年度)	目標値 (R12年度)
認定農業者の法人化率 (認定農業者における法人数) / (認定農業者数)	%	14.7(R6)	16.5
認定農業者における女性の割合 (認定農業者における女性数) / (認定農業者数)	%	7.3(R6)	10.0
認定新規就農者 ^{*13} の認定農業者への移行数 制度開始年度(H26)からの認定新規就農者の認定農業者への移行数(累計)	件	49(R6)	76

*8:集落営農：集落を単位として、農業生産過程の全部又は一部について共同で取り組む組織。

*9:家族経営協定：家族経営に携わる各世帯員が、意欲とやりがいを持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、就業環境などについて家族間の十分な話し合いに基づき取り決めるもの。

*10:農業法人：稲作のような土地利用型農業をはじめ、施設園芸、畜産など、農業を営む法人の総称。組織形態として、会社法に基づく株式会社や合名会社、農業協同組合法に基づく農事組合法人に大別される。

*11:雇用就農：農業法人等に雇用されて就農すること。

*12:農福連携：障害者等が農業分野で活躍することを通じ、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく取組み。担い手不足や高齢化が進む農業分野において、新たな働き手の確保につながる可能性がある。

*13:認定新規就農者：農業経営基盤強化促進法に基づき新たに農業を営もうとする青年等が作成した「青年等就農計画」を市が認定した者。認定を受けると各種支援が受けられる。

基本施策Ⅲ 持続可能な生産基盤の維持・確保

将来にわたって生産効率の高い営農を維持するため、農業生産基盤の整備や長寿命化対策を進めるとともに、災害を未然防止・減災するための農業施設の整備・改修に取り組みます。

また、地域計画*14 を通じた地域での話合いや農地利用の見える化を進め、農地の有効利用を促進します。

本市農業を持続可能なものとするため、農業・農村の持つ多面的機能の維持・発揮や、国の「みどりの食料システム法」に基づき環境負荷低減等に取り組みます。

1 生産基盤の整備と防災・減災対策の推進

主要施策
①農業生産性や大型農業機械導入による作業効率の向上のため、農地の大区画化、暗きよ排水及びかんがい施設、農道・用排水路等の生産基盤整備に取り組みます。
②農業用水利施設の長寿命化対策を進め、施設の機能を維持し生産基盤の安定化を図ります。
③大雨による災害の未然防止・減災効果の発揮を図るため、ため池や排水機場等の整備・改修を進めます。また、地域農業者と連携を図り、田んぼダム*15や先行排水等の用排水施設の適正管理を促進します。
④豪雨などの災害に備え、浸水防止壁・排水ポンプ等の設置の取組みに対し支援します。あわせて、災害回避に向けた啓発・促進に取り組みます。
⑤農道や用排水路、ため池などへ安全対策を施し、安全・安心な農村環境づくりを進めます。

2 農地の有効利用の促進

主要施策
①農地の有効利用と生産性向上を図り、地域農業を持続させるため、地域計画を更新し農地利用の見える化を進めます。また、「農地中間管理事業*16」や「農地銀行制度*17」の活用を図り、担い手への農地の集積・集約を推進します。
②遊休農地*18の発生防止及び再生利用のため、農地の利用状況を包括的に確認し、意向調査を的確に実施することで、関係機関で現状や課題を共有し、適切な農地活用を推進します。
③農地法や農業振興地域の整備に関する法律等に基づき、農地利用の最適化を推進します。また、農地転用許可制度の適正な運用により、農地の確保と有効利用を図ります。

3 環境と調和した農業の推進

主要施策
①農業・農村の持つ多面的機能を維持・発揮するため、地域農業者や住民との協働による活動を推進します。
②耕作条件の不利な中山間地域*19等において、小規模農家が農業生産活動を維持できるよう支援します。また、農地や農業用施設の維持・保全を推進するため集落等で取り組む活動を支援します。
③みどりの食料システム法に基づく有機農業や環境負荷低減の取組みを支援します。
④気候変動による農業生産への影響に対応するため、農業団体や県と連携し、気候変動に適応する生産安定技術・品種の導入を促進します。
⑤イノシシ、カラス等の有害鳥獣*20から農産物を守るため、侵入防止柵設置等の推進や、ICT機器の活用による捕獲活動の強化に取り組みます。また、緩衝帯の整備等の有害鳥獣を寄せ付けない環境づくりを進めます。

<基本施策Ⅲ 指標と目標値>

基本施策Ⅲ 持続可能な生産基盤の維持・確保	単位	基準値 (R7年度)	目標値 (R12年度)
農業水利施設等整備の達成率 (事業の年度累計) / (R8～R12年度の総事業)	%	-	100
遊休農地の面積 農地パトロール等により確認した遊休農地の面積	ha	91.2	89.5
農業・農村の持つ多面的機能の維持に取り組む 活動農地面積の割合 (多面的機能の活動農用地面積) / (農業振興地域の農用地区域面積)	%	70.3	75.0
有機 JAS*21 認証面積 有機 JAS 認証の耕地面積	ha	9.65	10.9
有害鳥獣による農産物被害額 物価高騰の影響を排除し算出	千円	41,807	36,807

- *14:地域計画：農業者の高齢化や減少が進む中で、10年後を見据え、地域での話し合いにより将来の農地の利用を明確化したものの。
- *15:田んぼダム：小さな穴の開いた調整板などの簡単な器具を水田の排水口にとりつけて流出量を抑えることで、水田の雨水貯留機能の強化を図り、周辺の農地・集落や下流域の浸水被害リスクの低減を図る取組み。
- *16:農地中間管理事業：農地中間管理機構が、農地の貸し手から農地を借り受け、地域の担い手にまとめ、効率的に貸し付けることで、農地の集積・集約化を進める仕組み。
- *17:農地銀行制度：農地の出し手希望者と、受け手希望者のそれぞれの情報を登録し、あっせん・調整して希望が一致した者へ農地の流動化を進めるための久留米市独自の制度。
- *18:遊休農地：現在耕作されておらず、かつ、今後も耕作される見込みがない農地または周辺地域の農地と比較して利用の程度が著しく劣っている農地。
- *19:中山間地域：山間地及びその周辺の地域その他の地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域。
- *20:有害鳥獣：人畜や農作物等に被害を与える鳥獣。久留米市ではイノシシ、タヌキ、カラスが主である。
- *21:有機 JAS：JASとは Japanese Agricultural Standards の略で、農林水産・食品分野において農林水産大臣が定める国家規格。有機 JAS は有機農産物や有機加工食品等を対象とし、農畜産業に由来する環境への負荷を低減した持続可能な生産方式の基準に基づき認証される。

共通施策 **食料・農業・農村の理解促進**

県内トップクラスの農業都市としての認知度やブランド力の向上を図るため、教育や商工分野などの関連団体・関連産業と連携し、久留米市の農業や農産物、農村の魅力を発信します。

また、農業の公益的機能や地産地消^{*22}の推進等を通じて、市民の食料・農業・農村に関する理解促進を図ります。

1 「農業都市・久留米」の魅力発信によるブランド力向上

主要施策
①久留米産農産物の魅力をアピールするため、消費者や市場関係者を対象に、農産物マルシェの開催や都市圏でのトップセールス、メディアの積極的な活用など、効果的な情報発信に取り組み、ブランド力向上に繋がります。
②久留米の農業や農産物の認知度を高めるため、知名度と発信力の高い「くるめふるさと大使 ^{*23} 」の活用や市民が自ら発信できる仕組みづくりなど、農業都市久留米の魅力発信に取り組み、ブランド力向上に繋がります。
③年間160万人を超える来場者がある「道の駅くるめ」において、農産物や地域資源の情報発信を通じて、久留米産農産物や農村地域の魅力向上に取り組みます。また、情報発信拠点としての機能強化を図ります。
④緑花木のブランド力向上や需要を喚起するため、「久留米市世界つつじセンター」や「久留米つばき園」等を活用するとともに、「くるめ緑花センター」と連携し、市の花木である「久留米つつじ」や「久留米つばき」等の魅力発信に取り組みます。

2 地産地消を通じた魅力発信

主要施策
①市民に久留米産農産物に愛着を持ってもらい、積極的な消費を促進するため、情報の提供や啓発に努めます。また、道の駅や小売店等で久留米産農産物の表示を強化するなど、購入しやすい環境整備を進めます。
②久留米産農産物の消費拡大や理解促進を図るため、教育委員会や商工団体、様々な分野と連携し、学校や飲食店、市内事業所等への導入を促進します。また、地産地消を通じて、「食」と「農」の魅力発信に努めます。
③中央卸売市場において、卸売業者と連携し、市場関係者や出荷者と意見交換を行うなど、久留米産農産物の集出荷機能の強化を進めます。

3 食料・農業・農村に関する理解促進

主要施策
①県内最大の農業生産地であり約30万人の市民（消費者）が居住する「農業都市・久留米」の特徴を活かして、食育を推進します。
②農業の役割や重要性に対する理解促進のため、「農業まつり」などで生産者と消費者の交流を行います。また、学童農園*24など、子どもの頃から農業に触れる機会を設け、食と農に対する理解を促進します。
③農業・農村の持つ多面的機能の理解促進を図るため、子どもたちを始めとする若い世代への周知・啓発に取り組むとともに、農業者や農業団体等と連携し、情報発信の強化に取り組めます。
④農業体験（くる農）や農家民泊（泊まらん農）の情報発信を強化することで参加者を増やしていくとともに、農村地域、農業や農産物への理解促進に繋げていきます。

<共通施策 指標と目標値>

共通施策 食料・農業・農村の理解促進	単位	基準値 (R7年度)	目標値 (R12年度)
農業都市・久留米の認知度 福岡都市圏・農業まつりでのアンケート調査において「知っている」の割合	%	62	70
久留米産農産物を食べるよう意識している市民の割合 くるモニアンケートにおいて「意識している」「どちらかといえば意識している」の割合の合計	%	51.7	65
学童農園参加割合 学童農園事業の参加小学校数の割合	%	86.4(R6)	100
農業・農村の持つ多面的機能の認知度 くるモニアンケートにおける「知っていた」の割合	%	57.4	65

*22:地産地消：地域で生産された農林水産物をその地域内で消費する取組み。食料自給率の向上や環境負荷の少ない社会の構築に寄与する。

*23:くるめふるさと大使：久留米市の魅力を広く発信し、市の認知度や都市イメージの向上や市政への有益な情報の提供を得るため、久留米市にゆかりがあり、様々な分野で活躍されている方を大使に委嘱している。

*24:学童農園：小学児童たちが農業体験等を通して、食と農の大切さを学ぶ機会を提供するため、地域の農業者やJA、教育委員会、行政が連携して、田植えや稲刈りの指導、農業の話などを行うもの。

3 計画の推進体制

(1) 農業者、農業団体、市民、事業者、市の責務や役割

計画に基づいて、施策や事業を展開し、目標を実現するためには、農業者や農業団体、市民、事業者が計画の内容を理解し、各自が役割を認識した上で、主体的に計画を推進していく必要があります。

条例に規定されている農業者及び農業団体の責務、市民の役割、事業者の役割を踏まえた上で、計画の基本的考え方である『市民みんなで参加する久留米の食と農』を実践するための農業者、農業団体、市民、事業者、市の責務や役割について以下に示します。

農業者の責務

農業者は、安全な農産物や農産加工品を生産・供給する主体です。市内出荷や積極的な情報発信、消費者ニーズの把握により、市民の理解促進や信頼確保を図るとともに、市民との交流により農業や農村の大切さを伝える責務を有します。

また、農地や農村環境を守っていく主体でもあり、農地や農道などの農業生産基盤施設の適正な維持管理により、農業・農村の多面的機能を保全する責務を有します。さらに、将来にわたって持続的に農業を発展させる主体として、収益性の高い農業への経営改善を進め、次世代への技術や知識を継承する責務を有します。

農業団体の責務

農業協同組合などの農業団体は、農業者の経営の安定化や生産性・品質の向上などの競争力の高い産地育成に努め、安定的に農産物・農産加工品を供給する責務を有します。

市民の役割

市民は、農業関連情報を積極的に収受し、農業者との交流による相互理解に努めるとともに、農業や農村の持つ多面的機能への理解を深めます。また、農村環境や農業生産基盤施設の維持保全活動に参加し、久留米産の農産物を積極的に消費するなど、本市の農業を支える役割を担います。

事業者の役割

事業者は、農業や農村の重要性を認識し、久留米産の農産物や農産加工品の積極的な利用や消費者への提供を推進するとともに、農村環境や農業生産基盤施設の維持保全活動に協力するなど、本市の農業振興に参加・協力する役割を担います。

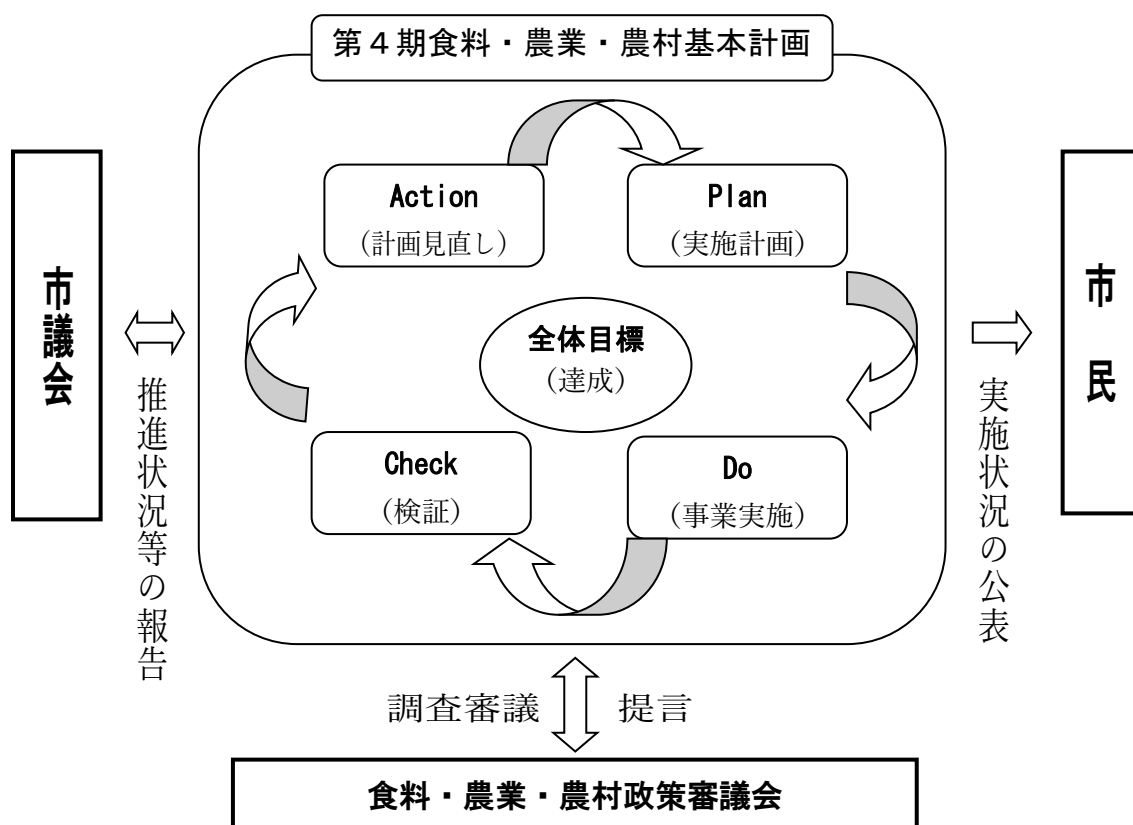
市の責務

市は、農業者や農業団体、市民、事業者、国や県などと連携し、計画に基づいて、食料、農業及び農村に関する基本的かつ総合的な施策・事業を着実に推進する責務を担います。

(2) 計画の進行管理

計画を着実に推進するために、毎年度、市の実施計画をまとめ、計画的に推進します。その事業実績や効果を定期的に検証し、市議会や食料・農業・農村政策審議会に報告するとともに、必要に応じて実施計画を見直す、いわゆるPDCA^{*25}の考え方により進行管理を行います。

なお、計画の推進にあたっては、農業者・農業団体や市のみならず市民、事業者などの理解や支援が不可欠であるため、計画の進捗状況等について市ホームページ等で広く市民に公表します。



*25:PDCA：Plan(計画)、Do(実行)、Check(評価)、Action(改善)を繰り返し行いながら、継続的に業務改善を行う手法。